

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 25 日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検 疫 所 業 務 管 理 室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について

新型コロナウイルスに関連した感染症については、世界各国における発生状況を踏まえ、検疫等による水際対策を着実に実施するため、別添の「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について」により、流行地域における14日間以内の滞在歴、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合は、検疫官に申し出ていただくよう、航空会社へ機内アナウンスの協力等をお願いしたところです。

つきましては、貴省所管の関係団体等に対して周知いただくことで、本件についてより一層の水際対策の徹底についてご協力いただきますようお願い申し上げます。